政令第百八十号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二条第一項及び第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「七十七万九千三百円」を「七十七万九千九百円」に改める。

第六条中「八十七万九千三百円」を「八十七万九千九百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条及び第六条の規定は、令和二年八月以後の月分として支給される年金生活者支援給付金の支給に関する法律による老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金について適用し、同年七月以前の月分として支給される同法による老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○総務省令第五十九号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）を実施するため、公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十日

総務大臣　高市　早苗

公害紛争処理法施行規則の一部を改正する省令

公害紛争処理法施行規則（昭和四十七年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（委員等の名簿）	（委員等の名簿）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。	2　前項の名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　任命又は委嘱の年月日	三　任命又は委嘱の年月日及び任期満了の日
四　任期満了の日又は委嘱期間の満了の日	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に公害紛争処理法第十八条第一項の公害審査委員候補者名簿を備えている都道府県においては、この省令の施行の日以降に同項の規定に基づき条例で期間を定めた場合を除き、新たに公害審査委員候補者を委嘱し当該名簿を作成するまでの間は、公害審査委員候補者名簿の作成について、この省令による改正後の公害紛争処理法施行規則第一条第二項第四号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○文部科学省令第二十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の施行に伴い、伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十日

文部科学大臣　萩生田光一

伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部を改正する省令

伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二条中「第百四十三条第四項」を「第百四十三条第三項」に改める。

附　則

この省令は、令和二年六月十日から施行する。

○厚生労働省令第百十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成二十八年厚生労働省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項に関する同意）	（法第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項に関する同意）
第三十三条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。	**第三十三条**　認定市町村は、法第十七条の三十六第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
（法第十七条の三十六第十一項の厚生労働省令で定める居宅サービス）	（法第十七条の三十六第十二項の厚生労働省令で定める居宅サービス）
第三十四条　法第十七条の三十六第十一項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。	**第三十四条**　法第十七条の三十六第十二項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。